

厚生労働省発基安1219第2号

労働政策審議会

会長 諏訪 康雄 殿

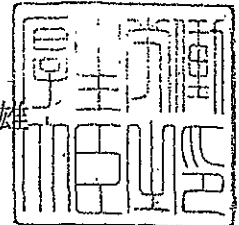
厚生労働省設置法第9条第1項第1号の規定に基づき、別紙「労働災害防止団体法施行規則等の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

平成24年12月19日

厚生労働大臣

三井

辨雄





労働災害防止団体法施行規則等の一部を改正する省令案要綱

第一 労働災害防止団体法施行規則、労働安全衛生規則、ボイラー及び圧力容器安全規則、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令、機械等検定規則及び作業環境測定法施行規則の

一部改正

一 資格要件等の拡大

(一) 安全管理士等の資格要件等について、独立行政法人大学評価・学位授与機構により学士の学位を授与された者等を、学校教育法による大学を卒業した者と同等のものとして規定すること。

(二) 店社安全衛生管理者等の資格要件等について、高等学校卒業程度認定試験に合格した者等を、学校教育法による高等学校を卒業した者と同等のものとして規定すること。

二 都道府県労働局長による免許の取消事由の追加

免許を受けた者から免許の取消しの申請があつた場合についても、都道府県労働局長が免許を取り消すこと等ができることとするとともに、当該申請の手続きを規定すること。

三 その他

所要の規定の整備を行うこと。

## 第二 施行期日等

- 一 この省令は、平成二十五年四月一日から施行すること。
- 二 この省令の施行に関し必要な経過措置を設けること。